

南林間小学校「令和8年度いじめ防止基本方針」

1.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2.いじめ防止の基本理念

いじめは人権侵害であり、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

近年、いじめの形態は多様化しています。特に、オンラインゲームやSNSといったインターネットを介したいじめが増加しています。そのような「時」や「場」が限定されないいじめは、もはやどの児童にも起こりうるものと想定されます。

南林間小学校では、いじめは、いつ、どこでも、どの児童にも関わる可能性があるものとして、校内いじめ防止委員会を中心とした積極的ないじめ防止・対応を行っていきます。

3.いじめ防止への取り組み

- ・年5回（必要に応じて適宜開催）、いじめ防止委員会を定期開催します。
- ・各学期に1回、児童対象いじめアンケートを行います。
- ・児童の情操と道徳心を培うため、すべての教育活動を通じて道徳教育の推進を行います。
- ・児童理解やいじめに関する事案について、地域との情報交換を行い、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・校内研修や職員会議を通して、「いじめの定義」をもとにした児童理解と早期発見・早期対応を推進します。
- ・毎月一日を「おもいやりの日」として設定し、教職員は「おもいやり」の腕章を身につけ、児童とともに思いやりをもった行動をとることを意識づけます。
- ・児童活動（縦割り活動等）や学校行事（運動会・音楽会等）を通して、学年、性別、国籍を問わず、お互いの良さを認め合う活動を推進します。
- ・学習活動の充実を図るとともに、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、環境整備に努めます。

4.早期発見のための取り組み

- ・各学期に1回、児童対象いじめアンケート調査を行います。
- ・保護者との個別面談や教育相談を通して、いじめの把握をします。
- ・担任による、学級児童の表情、会話、友達とのやり取り等の観察をします。
- ・学年を中心とした学級にかかわる担任以外（登校・学習支援員等）の教職員との連携を図ります。
- ・学年会や職員会議内における児童の情報交換を行います。
- ・児童支援中核教諭や学校相談員による児童の観察や必要に応じて保護者との面談を行います。

5.いじめへの対応・解消のための取り組み

- ・「いじめを見た」あるいは「いじめの疑いがある行為を見た」場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめにかかわる相談を受けた場合は、休み時間や授業時間を活用*1して、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめを受けてきた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。同時に、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を行っていきます。またいじめを行った子に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめに至った背景を把握しその再発を防止するため、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童や、いじめを行った児童への支援を進めるために、必要に応じて医療や福祉等の専門機関の協力を必要に応じて要請します。
- ・いじめを見ていた児童も傍観者にならず、いじめを止めるために行動するよう指導します。
- ・はやしたてたり同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、市教育委員会及び関係機関等と連携して対処します。
- ・いじめが解消していると判断した場合でも、いじめを受けた児童の状況を見守るとともに、いじめの再発を防ぎます。
- ・いじめの解消にあたっては、当事者間だけにとどまらず、学級や学年、必要に応じて学校全体でその問題を考える機会をつくり、いじめを誰かに知らせる勇気やいじめを絶対に許さないという気持ちを育てます。

*1：授業時間を活用した場合は後日、学習のフォローをします。また担任が不在になる場合は他の教員が填補します

6.校内組織

チームで「いじめの防止」「いじめの早期発見・早期解決」を行うために、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、原則として年5回開催します（必要に応じて適宜開催）。

○「いじめ防止委員会」の構成メンバー

[定例会]：校長・教頭・児童支援中核教諭・学年代表・教務主任・養護教諭

*必要に応じて、構成メンバー内から抽出して委員会を構成し事案対応を行うこともあります。

また検討事項や事案内容に応じて、可能な第三者の参加を校長が任命することもあります。

○活動内容

- ・いじめ防止基本方針の検討、年間計画作成をします。
- ・アンケートを中心としたいじめ事案の報告を行います。
- ・いじめ事案への対応及び検討・決定をします。
- ・いじめに関する相談・通報への対応をします。
- ・未然防止に向けた取り組みを検討・実施します。

7.年間計画

月	内容	年間	備考
4	・児童理解研修（全職員） ・いじめについての児童指導 （みんなのやくそく確認・担任指導）	・思いやり腕章の着用 （月初め） ・南林間小学校児童指導に関する共通理解	
5	・個別面談（5/8～5/15） ・5/13：いじめ防止委員会①		・5/18：校内支援委員会①

6	・よりよい学校生活のためのアンケート① ・6/29：いじめ防止委員会②	を図る（職員会議） ・研修（適宜） *年度当初に研修内容を検討	・6/8：校内支援委員会② （特別支援学級）
7	・問題行動短期調査Ⅰ期 ・夏季休業に向けて		
8			
9	・いじめについての児童指導 （みんなのやくそく確認・担任指導）		
10	・よりよい学校生活のためのアンケート② ・10/26：いじめ防止委員会③		
11	・教育相談（11/24～11/26）		
12	・12/18：いじめ防止委員会④ ・問題行動短期調査Ⅱ期 ・冬季休業に向けて		
1	・いじめについての児童指導 （みんなのやくそく確認・担任指導）		・いじめ防止基本方針の見直し
2	・よりよい学校生活のためのアンケート③		・2/19：校内支援委員会③
3	・3/1：いじめ防止委員会⑤ ・問題行動短期調査Ⅲ期 ・春季休業に向けて		・今年度のまとめ ・来年度に向けて

*いじめ防止委員会は年5回に加え、職員会議の時間を活用し開催します

8.重大事態への対応

いじめにより、児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

○いじめ防止委員会を中心とした重大事態への対応内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査をします。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対し、適時・適切な方法での提供・説明をします。
- ・市教育委員会への調査結果報告・調査結果の説明について、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は調査結果を報告します。

9.その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、児童・保護者の学校アンケートをもとに自校の取組みの見直しをします。

- ・いじめの未然防止のための取組みに関すること
- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること